



農村地域における社会変動と農民：挙家離村を事例として

堂本，高明

(Citation)

神戸大学農業経済, 7:59-84

(Issue Date)

1972-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00178095>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00178095>



農村地域における社会変動と農民

——挙家離村を事例として——

堂 本 高 明

1. 問 題

第二次大戦後における我国経済の高度成長は、農家人口を急激な勢いで農業から他産業に吸収した。それは、30年前半の過剰人口として農家の次三男が問題とされた時期から、30年後半には、あとつぎ或は経営主をも出稼、日雇、通勤兼業という形で吸収してきた。その結果、農業の担い手となるべき後継者をどのようにして確保するか或は、基幹的農業従事者の女性化、老令化といった点が労働力構成の上から農業生産に影響するものとして問題となってきた。このような背景のもとに、農家人口は過剰から不足ないしは質的には劣弱化に転化したにも拘らず、農家戸数には労働力にみられた程の変動はみられなかった。つまり、農家労働力の流出が直線的に農家戸数の減少という形をとってあらわれなかった。例えば、農業就業人口は35年の1,196万人から45年には811万人へと減少したが、農家戸数の方は605万戸（35年）から534万戸（45年）に減少したにすぎない。

この農家戸数の減少形態としてはいろいろなものがあるが、その中の1つとして挙家離村という現象があげられる。本稿では、この挙家離村という現象を、単に人口を中心とした形態的側面からではなくて、むしろ個別農家の農業生産、生活両面を通じての経済活動の変化とそれにとまなう村落社会の変化に

視点をおいて分析しようとする。特に、挙家離村という現象は、一般的には限界的農業地帯において局地的に集中して発生しているので、第1に、どのような階層が、どうした理由と経過をとって離村していったのかという階層的問題。第2に、挙家離村が残存した農家の農業生産、農家生活にどのような影響を及ぼしたかという問題。いうならば、日本経済の高度成長→農家労働力の流出→挙家離村という現象以後の生産、生活、村落社会の問題。第3に、離村農家の就業構造の問題究明がそれである。

このようにして本稿の課題は、近次急激な変化をとげつつある山村地域社会のなかにおける農民の問題を、挙家離村というこの社会にとってはショッキングな現象の実態を通じて究明することにある。ここで挙家離村という現象を分析する視点は、1つは、それが農村の地域的分化をともなう変動のなかで、農民層内部の分解という形をとってあらわれた変化であり、2つには、農家生活の矛盾の現象化したものであると考える。以下、この問題を兵庫県における挙家離村多発地域である美方郡美方町での実態調査を通じてえた30事例（30年か¹⁾ら44年2月までに発生した事例）を素材にして考察する。

2. 挙家離村への過程とその発生条件

1) 挙家離村の前提

ここでいう前提とは、1つは、挙家離村が現象化する以前における限界的農業地帯に一般的にみられる農民層の姿。つまり、こうした地帯における過小農の滞留とそれが後述する農業内外の諸要因によって分解した一つの現象形態として挙家離村をとらえ得ること。他は、限界的農業地帯において一般的にみられた激しい農家人口の流出による農業生産或は農家生活の破壊である。それによる所得形成力或は生活力の低下が、挙家離村に結びついたものとしてとらえ得ることがそれである。

第1の日本における過小農の滞留は、端的には、我国における資本主義発展の特質に規定されたものであるといえよう。つまり、我国の農業は全体として家族経営の形をとっており、それが近次内実的には商品生産的農業を拡大させてきていることは事実であっても、この事が即、産業ブルジョアジーによる資本主義的経営への移行を意味しないからである。むしろ、「小農民として大量に残存する」²⁾ものとして把握するのが妥当であろう。過小農の滞留とは、こうした

事実をさす。こうした意味での過小農の滞留は、山村地域においてより尖鋭的にみられるし、その上にこうした地域では自然的・社会的環境条件の悪さから、経営耕地規模の狭小性に代表されるように、その農業には商品化を目標としない自給的、伝統的な性格が見出される。例えば、筆者の調査した兵庫県美方町では、43年で農家戸数 673戸のうち、水稻作付面積が40アール未満の農家は70%を占めており、この面積を50アール未満にすると全農家の実に90%にもなる。このうち、生産物である米を販売する農家は 455戸であるから、34%の農家は全く米を販売していないことになる。また、米を販売する農家の場合でも、生産物のなかから自家用部分が除かれて販売されるから、現実には販売農家の約70%は 1,200³⁾kg 以下を販売しているにすぎない⁴⁾。

こうした点から、一方における商品生産農業の拡大の裏面に山村地域における農業生産条件の中で、自給的生産・零細経営という体質を変化させることなく、若干の商品生産部分をうわのせした形での農業が存在していることを指摘しておかなければならない。こうした、自己消費を主要な目的とした自給的生産の単純再生産がおこなわれていることは事実であるとしても、だからといって、これらが現実の経済法則から全く遊離して存在するものではないであろう。なぜなら、そこには経済計算が利潤追求型の商品生産にくらべて、その入り込む余地が少ないにしても、現実社会から孤立して生産或は生活活動を営むことは不可能だからである。従って、たとえ自給的生産体質をもった農業であっても、その生産を可能にしている土地、労働力、諸生産手段に変化が生じた場合には、それに応じて生産を、ひいては生活そのものを維持していく方向をさぐらなければならないであろう。そのなかでも、例えば生産の基本である労働力の減少は、それが限界的農業地帯であればそれだけ、個別の段階でみる限り生産の縮小に結びつくことになり、ひいては生活の最底限をひきさげることによってそこに止るか、或は他に就業の機会を求めて離脱するか何れかの方向がとられることになろう。

そこで改めて指摘しなければならないのは、限界的農業地帯にみられた農家人口の流出による別個的農業生産、農家生活の破壊と、この個別農家の集合体である村落の機能変化という第2の問題である。これらについては、すでに多く論ぜられているので多言を要しない⁵⁾。ただ、限界的農業地帯における農家人口の流出は、次のような過程を経て生活単位としての家族に影響すると考えら

れる。つまり、家族単位のなかで、まず傍系労働力の農外流出という形で農家の労働力構成に変化がおこる。このことは、とりもなおさず「直系家族への純化」を意味する。ついで、この直系家族のなかから出稼、日雇といった農家労働力の兼業という形での尖鋭化がみられる。これは、農家における生活の再生産が自家の農業によって支えることが困難になり、その結果、直系家族のなかで世帯主、あとつぎといった基幹的労働力が、例えば6ヶ月といった期間「家」をはなれて他の生産過程に従事することになる。

限界的農業地帯におけるこうした現象は、そこにおける農民のかかえ込んだ生活矛盾の家族を単位とした表現であり、そこにかかえ込まれた矛盾とは、1つには、生活単位としてのいわゆる家族という形での再生産の阻害であり、今1つは、それに関連してでてくる正常な家族構造に対する空洞化現象として指摘できよう。こうした現象は、とりもなおさず生活単位としての家族の「生活力」の低下、停滞、破壊を必然化するし、それが各個別家族のおかれた諸条件によってことなるとはいえ、或一定限度をこえると挙家離村という現象に転化することになろう。

2) 挙家離村の発生条件

限界的農業地帯にみられる挙家離村の発端は、やはり農家人口の流出という現象で典型的にとらえることができるであろう。というのも、限界的農業地帯といえども農家人口の流出は従来からみられてきたにも拘らず、第二次大戦までは一定の立地条件のもとで農家人口と農家戸数とが一応均衡していたと考えてよい。その均衡を破ったのがここでみなければならない発生条件そのものの内容であろう。従って、この農家人口の流出が限界的農業地帯において挙家離村に結びつく要因は、第二次大戦前にはみられなかった特異性をもったものとしてとらえる必要がある。それには、大きくは経済的側面と社会・文化的側面とがあらう。

第1の経済的側面は、限界的農業地帯をとりまく1つは外部条件であり、今1つは内部条件に分かれよう。まず、外部条件については、特に30年以降にみられた日本経済の高度成長とそれにともなう産業構造の多様化・高度化に求められる。こうした日本にみられた産業構造の多様化・高度化は、一方では都市・農村をとわず各種形態の労働力に対する雇用機会を拡大したし、また、技術革新による労働内容の単純化と結びついて労働市場を拡大した。このように、

その労働内容によっては必ずしも高度な技術を要求しない形での拡大でもあったから、農業以外に就業経験のないものでもそれへの就業を可能にした。他方では、生活様式の都市化・画一化が都市・農村を区別することなく進行した結果、それだけ消費水準を上昇させた。こうした外部条件が、限界的農業地帯における農家人口に対して強い吸引力となって作用したことである。

今1つの内部条件とは、やはり限界的農業地帯における生産条件の変化⁶⁾ということになる。それは、一方では過小農形態での水稻栽培技術体系の確立によって省力化が可能となり、その余った労働力を農業生産か或は農業外の何れに就業させるかの選択にせまられたこと。これと関連して、他方では、伝統的な生産・生活基盤に動揺ないしは解体がみられたこと。具体的には、生活水準⁷⁾の上昇、家計費の膨張に対して農業生産力の発展（農業所得）だけではカバーしきれなくなり、これが生活基盤のみならず生産基盤をも動揺させることになった。つまり、農業における所得形成力の低さにも拘らず、生活水準を上昇させ、その内容を向上させなければならなかったことである。更に考慮しなければならないのは、35年以降にみられたいわゆる「燃料革命」が、こうした地帯における冬季就業の機会を提供していた製炭・製薪業を完全に衰退させた。そして、それらに代るべき就労機会も、これを農業生産に求めようとすれば新投資を必要としたし、従って、こうした農業もその生産条件の劣悪性、資本蓄積力の弱さから新しい農産物市場の開発或は技術導入の入り込む余地を小さくし、このことが限られた地域内部で就業の機会と場を見出すことを困難にしたことに結びつこう。

第2に社会・文化的側面とは、価値観ないしは生活意識の変化である。つまり、かつて生活環境の不備に代表される、いわゆる社会資本の不足も、村落の機能がそれに代替することによってその枠のなかで解消してきたし、価値観をとり出してみても、かつては節儉・勤労という表現がピッタリするものであった。それが、マスメディアを通じて他の地域の人々の生活状態を知ることによって、その生活環境の異い或は生活水準の差を認識させる結果になった。また、家族制度の崩壊や社会教育の普及は限界的農業地帯における生活・生産の諸点にあらわれた人間らしい生活の実現のための格差を意識させたし、それとともに従来⁸⁾の勤労観も節儉・勤労から欲求充足へと変化していった。こうしたことは、特に青少年層を中心に強く作用したと考えられる。

こうした限界的農業地帯をめぐる第二次大戦前にはみられなかった経済的、社会・文化的条件の変化への対応は、それが同じ限界的農業地帯であっても、その家のおかれた条件とその受けとめ方によってちがうであろう⁸⁾。しかし、挙家離村という現象は、こうした条件変化への限界的農業地帯農家の具体的対応の一形態であるといえよう。挙家離村の発生条件をこのようにとらえるならば、その発生がどうした過程を経て現象化したのかについてふれておく必要があるだろう。

3) 挙家離村への過程

経済・社会・文化的諸条件の変化に対する対応を農家労働力の就業形態からみれば、次のようにいえようし、挙家離村もそのなかの一形態として位置づけることができるであろう。つまり、農家労働力の就業形態は、第1には、諸条件の変化に対して自からの労働力を農業に投入する方向で積極的に対応することによって農業所得のみで生活単位の拡大的再生産をはかろうとするものである。第2には、現象的には第1でみられたと同じように自からの労働力を農業に投入することによって専門的に農業を営むが、その生産活動には積極的な側面がみられず、与えられた諸条件のなかで生活単位を単純再生産しようとするものである。第3には、前2者でみられたように農業の内部に就業の場と機会を見出すのではなくして、農業以外の産業にそれを求めることによって生活単位を再生産しようとするものである。

この第3の場合、通勤兼業という形で従来の生活単位から分離することなく就業するのと、生活単位から分離して、いわゆる流出する場合とがある。前者は、通勤可能な都市近郊において支配的にみられ、現象としては兼業農家の滞留と、部分的には就業の場の変化——職業観の変化或は農業生産手段の他目的利用を通じて脱農、離農という形にも結びつくものである。後者の流出にともなう移動の型としては、①職業的移動型、例えば、6ヶ月という期間を限って一時的に生活単位から分離する出稼と、従来の生活単位から完全に分離する転出とがそのなかには含まれよう。前者の主体は、生活単位の構成員のなかでも世帯主等主として中・高年令層であり、後者のそれは、あとつぎ、次三男等若年令層である。その②は、挙家離村、つまり、生活単位がそのまま他の地域に移動するものである。その③は、婚姻があげられる。ここで、特に限界的農業

地帯で発生する挙家離村をその過程の関連で考える場合には、さしあたり移動の型のなかの①②であろう。そのなかでも、①の出稼、転出という型の移動は、挙家離村と結びつく要因を多くもつと考えられるので、この両面から挙家離村の過程を考えよう。

まず、出稼は農業者が農閑期（冬季）に一時的に生活単位をはなれて農業以外の産業に就労する状態を従来はさしてきた。従って、そのための労働市場も季節性をもった、例えば北洋漁業、酒造、製糸といった業種に限られていた。それが、戦後従来からみられた業種の外に、例えば建設業、製造業といった業種への就業の場或は機会が増加した。このような業種は、季節性の入り込む余地が少ないし、また酒造業をとってみても、技術革新によって従来の季節的なものから恒常的な就業を要求する四季醸造を可能にしたので、それだけ出稼者が自分の意志を働かせる余地が少なくなった。他面、出稼者は一般的にはたとえ限界的農業地帯といえども生活水準が上昇してきているので都市なみの生活をしたいという欲求ないし意識は、自からが都市のなかでの生活を経験してきているだけに高いと考えられる。そこで、これらのことが自からの生産・生活条件のなかで充されることが少なければそれだけ、出稼により高い比重をかけるか、それとも出稼地への定着を考えることによって残された家族を呼寄せする方法をとろう。このように、出稼から挙家離村への過程は出稼者の出稼地での定着と残された家族の呼寄という形をとって挙家離村は現象化するといえよう。

次に、転出という形での生活単位からの分離は、新学卒者、あとつぎ等若年令層が主体であるので、この分離流出の時点が早ければそれだけ一般的には転出した個人の生活には安定性がみられると考えられる。従って、あとつぎ等の生活の安定が或程度みられた段階で残された家族の呼寄が現実化しよう。この場合、残された家族とは主として老人世帯であって、例えば老人2人の世帯でその何れかが死亡した時点で残されたものが呼寄せられ、「家」そのものが村落からなくなるという形を長期的にはとるものと考えられる。

このように、出稼を起点とする挙家離村を「転職型」とすれば、転出を起点とするそれは「呼寄」ないしは「世代交代型」といってよいであろう。こうした過程を経て現象化する挙家離村を第1とすれば、第2には、「農業上の失敗、生計上の危機、家族員の病気などによる経済的負担のために、農地などの処分が必要となり、離農するに至る、いわゆる窮迫型⁹⁾」での現象化がそれであ

る。第3は、「『足もとの明るいうちに出てゆく』とか、『羽のある農家ごとびたってゆく』という言葉で形容されたように、より少ない抵抗のもとで離農できる条件をもち、その条件が失われないうちに離農……¹⁰⁾」するという形で現象化する場合があろう。¹¹⁾これらのうち、特に後二者の場合は、挙家離村理由の発生から現実の現象化までは短期的であろうし、離村が計画化されると一気に村落を去る場合が多いであろう。

以上の限界的農業地帯における挙家離村の発生条件および現象化の過程を前提として具体的な事実検討をしよう。

3. 離村農家の階層性と離村意志の決定条件

調査対象となった離村農家の発生期をみると、35年を境にして離村現象が急激に増加していると共に、農家の階層に幾分のちがいがみられることにまず注目しなければならない（第1表参照）。前者については、34年以前に離村した農家は全体的にみて著しく少なかった。それは、やはり就業機会の少なさを反映すると共に、悪い生産条件に規定された低い生活水準での慣習的生活様式の踏襲ないしは「あきらめ」の意識が潜在していたことは否定しえないであろう。しかし、前項の発生条件でみたように35年以降にみられた日本経済の成長は、こうした限界的農業地帯にも従来にはみられなかった労働市場のひろがり流動性をつくり出したので、こうした新らしい社会・経済的条件変化が35年以降における離村増加となって現象化したものと考えてよいであろう。

こうした限界的農業地帯農家をめぐる諸条件の変化は、離村農家の階層性或は性格にも反映している。つまり、34年以前に離村した農家の土地所有状態をみると比較的零細な階層で、世帯主の年令をみても相対的に若い農家層（それだけ就業の機会が多い）がどちらかといえ主流である。このことは、換言すれば、相対的には限界的農業地帯のなかでも低所得零細農家層が離村を先導し、しかも出稼——転職型ないしは窮迫型をとって故郷をあとにしたといえよう。これに対して、35年以降の離村農家は、前期に比較すれば階層が一段上昇していること及び世帯主の年令がより高くなっていることに注目しなければならないであろう。このことは、1つには就業機会の少なさ、生産条件の劣悪さ、生活水準の低さを「あきらめ」としてとらえていたのが、特に35年以降、都市の人々に近い生活をしようとする意識の変化もあって、現実により有利な就業・

第1表 離村農家の経済構造

農 家	離村年	家族員数	土 地 所 有 状 態		離 村 前 の 就 業 状 態
			耕 地	山 林	
1	昭和 30	1 人 (20)	30 ^a	200 ^a	農業
2	31	5 (37)	22	20	農業・日雇
3	32	5 (43)	11	0	農業・出稼
4	34	3 (31)	40	0	農業・出稼
5	35	2 (23)	27	0	農業・出稼
6	34	2 (51)	110	1000	農業
7	35	5 (45)	40	300	農業・教師
8	35	2 (33)	75	0	農業
9	35	1 (55)	23	10	農業・屋根葺き
10	35	5 (32)	7	0	林業労働・出稼
11	35	2 (42)	50	50	農業
12	36	5 (36)	75	150	農業・出稼
13	37	6 (32)	21	8	農業・出稼
14	38	6 (36)	88	650	農業・出稼
15	38	4 (30)	20	0	農業・出稼・日雇
16	38	3 (48)	21	0	農業・出稼・日雇
17	38	6 (28)	54	0	農業・出稼・ブリキ職
18	39	2 (39)	13	0	日雇・仕送り
19	39	7 (47)	40	5	農業・出稼
20	39	5 (37)	110	200	農業・出稼
21	39	2 (29)	55	240	農業・出稼
22	39	6 (32)	10	0	製材労働・日雇
23	41	5 (38)	36	0	農業・出稼
24	42	1 (70)	0	0	農業（小作）
25	42	2 (21)	12	2	農業・出稼・日雇
26	43	3 (60)	30	0	農業
27	43	2 (59)	67	120	農業・出稼

28	43	2 (49)	63	0	農業・出稼
29	43	2 (45)	55	20	農業・日雇
30	44	6 (30)	147	93	農業・出稼

注) 1 就業状態は、「家」を単位にしたもので、その「家」の離村前における主たる所得源をさす。

2 () は世帯主の離村時における年令。

生活条件のえられるところに移動しようとする志向のあらわれであろう。このなかには、出稼——転職型の農家と「より少ない抵抗のもとで離農できる条件をもち、その条件が失われないうちに離農」を決意した農家が含まれていよう。今1つは、35年を基点にしてそれ以前にくらべて離村農家の階層が一段上昇し、世帯主の年令が前期より高くなったのは、やはり、それ以前に転出していた肉親による呼寄がみられた結果であろう。というのは、離村農家のなかで家族員数1～2人という農家がかかなりみられるからである。従って、このなかには呼寄いなしは世代交代型の農家と、いわゆる窮迫型の農家が離農を志向したと考えてよいであろう。つまり、限界的農業地帯であるから絶体的・相対的に零細な階層が支配的に滞留していることは見のがせない事実であるにしても、そうしたなかで、挙家離村農家の階層性をみると上述のような傾向を指摘することができる。

さて、こうした階層性をもった農家が挙家離村を志向する以前の収入源ないしは就業についてみておこう。その主要なものは、農業と出稼に求められる（第1表参照）。この地域の農業は、平均的には50アール前後の耕地に水稻を栽培し、そこで10アール当り 324kg程度の米を25人（10アール当り）の投下労働量でもって収穫しているので、1日当り労働報酬は 1,000円余であり高くない。それに、1頭の繁殖牛（飼育農家1戸平均年約10万円、雌が生まれた場合には15～20万円の粗収益がある）と10アール前後の桑園を基盤にして1戸当り約 72kg という水準の収繭量の養蚕を加えた形のものである。この農業に、冬季における出稼が加えられているのが一般的である。特に、冬季における出稼の歴史は戦前にさかのぼってみられる程古く、しかも、そのない農家は例外的であえある。従って、離村農家もその年次をとわず出稼経験者の多いことは当然であり、この経験が挙家離村に結びつく要因として作用したことも否定できないであろう。この出稼も、その大部分は酒造ないしは工場労務という形で

あって、その場所も、例えば酒造の場合は灘五郷よりも新興地である奈良、大阪、三重といったところが多い。このためもあって、出稼収入は20~30万程度¹²⁾であるから所得としては6ヶ月という期間を考慮すれば少ないといえよう。

他方、当該地域における農業環境は、絶対的・相対的な生産条件の悪さ、より具体的には、東西南部を1,000mの山々で囲まれており、その故に耕地は小区分された階段状をなして造られている。そのうえに、年間2,300mmの降雨量が土壌の肥沃度を低下させて土地生産力をより悪くするのに作用しているし、冬季の2m余の積雪は土地に依存する農業を困難にしている。また、社会的条件でも、国道9号線が改修されたことによって阪神市場へ150km（3~4時間）、姫路市場へは100km（2~3時間）の距離にあるので、農産物販売という点に限ってみれば、おどろくべき距離ではない。しかし、この国道改修が最近であったことおよびこの地域が三面を山々に囲まれて、この地域に特別の用件のある人以外には他の地域の人々が出入りしない、いわば「行き止まりのところ」といったことが、ここに住む人々をして諸条件の悪さに加えて他から隔絶したところとして意識させたといえよう。こうしたことが、農業生産条件そのものの悪さにプラスすることによって、一種の「あきらめ」感をうえつけてきたし、それがひいては農業生産そのものを低い段階に止めてきたともいえよう。

以上のような状態の農業生産及び出稼からえられる所得は、その地域のなかの農家相互には多少の差がみられるにしても、相対的には低いものであったことは推察できよう。

それでは、挙家離村農家がこうした条件を背景にして離村の意志をかため、それを実施するまでの家族内部の問題についてみておこなう。農家が離村を計画（就業の場、住い、資産処分等）し、意志決定、実施までの過程は各々の農家によって区々であろう。これに関与する大きな要因として、家族構成の内容をあげることができる。というのも、長い間住みなれた生活の場をはなれるのであるから、それには何よりもまず家族内部の意志統一が必要であるからである。それは、1つに、その家族構成が若い親と子供といった核家族の場合、2つには、老人のみの世帯の場合、3つには、若い世代と古い世代が同居している場合、というように分けてみると各々条件がちがってこよう。つまり、調査事例でみる限り挙家離村は若い世代が計画をしその計画をもとにして

古い世代を説得する形をとるのが支配的であった。

第1の場合の例をみると、この農家は当時29才の世帯主に50才の母の2人家族で39年に離村している。この39年までに、兄と妹が学校（中学）を卒業すると同時に家をはなれている。そこで残った2人は55アールの耕地を対象に農業をやるかわら、世帯主の出稼によって生計を支えていた。この農家に離村を計画させたのは、先に他出した兄が条件のよい田と山林とを自分の名義にしたという財産相続の争いと、残った世帯主に嫁がないということが基因となっている。つまり、耕地の減少と残された条件の悪い耕地での農業生産と出稼とでは、嫁ももらえないという一種のあせり或は将来への生活不安が母親を説得する形をとった。この財産相続をめぐる争いが34～5年であるから、世帯主の出稼先での定住の見込みがついたという条件はあったにしても、39年の離村はかなり短期間に実行されたといえよう。

第2の場合の例をみると、この農家は分家で34年に離村したのであるが、それまでに4人の子供のうち3人までが高校を卒業すると同時に次々と他出していった。そして、離村を決意した34年は末娘が高校を卒業して家をはなれ世帯主（当時51才の未亡人）が1人とりこされることになった。そこで、1.1haとこの地域では最上層に属する耕地をはじめ、10aの山林等資産のすべてを処分して、大阪に住む長男のもとで家を建てるべく離村した。このように、「家」を完全にうつして呼寄せられる形で離村したのであるが、長男が家をはなれたのが21才、25年であるから、この農家にとっては家族員の他出がはじまってから生活再生産の場としての「家」が姿をけすまでに10年の才月を数えたことになる。そして、最終的には大阪に住む長男の生活に安定がみられたこと、1人になったこともあって、長男の意見に母が従うことになったといえる。

第3の場合の例をみると、この農家は44年2月に離村しているが、当時の家族構成は30才の世帯主を中心に妻、子供、母、祖母、妹等の6人家族で正に古い世代と若い世代が同居する形をとっている。耕地1.4ha、山林9.3haというから村落のなかでは最上層に位置した農家である。たまたま、10年前に火事があって家を消失し新らしく建てたものの、村落そのものが冬季になると積雪のため全く交通が途絶するところにあり、それまであった小学校の分校も児童数の減少で村落から4kmはなれた本校に統合され、そこに冬季間通わせるには下宿させるか、学校の近くに用地を求めて冬季用の家を建てるか何れかの方策をとる必要があった。その上に、集落再編成の問題が具体的な話題になりはじめた。そこで世帯主としては、自分の子供が小学校に通う年令になったこと、集落の移転が具体化すれば何れまた新らしい家を建てなければならないこと、その場所が同じ町内であるなら将来現金収入を増加させる余地が少ないこと等を考えて、それなら都会に出て10年苦勞してみようと転先、就業・生活の場について計画し家族にうちあげた。母、祖母は特に自分たちが祖先から受けついできた資産をすてて他に移ることへの抵抗感と不安感から反対はしたものの、世帯主の決意をくつがえすことができず、その意に従うことになった。従って、この農家が離村を決意して計画、実施までの年月は1

～2年であったと考えられる。この農家が村落のなかでも有数の資産家であり、農業に対しても熱心であっただけに、残された農家にかなり大きなショックを与えたようである。

このように挙家離村までの内部事情は農家によって区々であるが、何れにしても若い世代が自分のおかれた就業・生活条件，そこでの将来性といった点で古い世代を説得する形をとっている。従って，離村決定の過程をさかのぼってみると，長いので10年の才月が経過するなかで1戸の「家」が村落から姿をけている。

いま，こうした30事例にみられる挙家離村現象を形態別に分類すると，村落のなかでまずまずの生活をしていたが，先に他出した肉親の呼寄或は世代交代という形で離村したのが11事例（この呼寄という形の事例は，離村先での肉親と連携をとることによって新しい土地での不安感を少なくしえる点と離村によって本来の「家」として機能できる形に家族の構成が復元する点のあることを看過しえない）。次いで，家庭内での不幸或は生活苦から資産を処分することによって，今まであった負債を整理する形，いわゆる生活破滅による離村が11事例。この何れにもあてはまらず，出稼地での定着或は同じ苦しむなら新しい土地で，といった転職が8事例となる。このなかで，肉親の呼寄或は世代の交代という形で離村した11事例のうち9事例が40年以前に発生しているのに対して，家庭内の不幸或は生活破滅という形で離村した11事例のなかで6事例が40年以降に集中して発生しているのが特徴的である。このことは，限界的農業地帯における挙家離村現象が，それら農家をとりまく社会・経済的条件の変動をうけて，自からの意識を変化させながら「足もとの明るいうちに」転職しようとしたり，或は生活が破滅してこの窮迫状態から脱しようとしたりして敏感に反応した結果ともいえる。従って，移動能力のある上層が挙家離村の主流であるとか或は全く逆に生活の破滅した最下層が主流であるというようには一義的に規定するのは早計にすぎよう。

4. 離村後の就業形態

ここで当面検討しなければならないのは，第1に，この地帯から挙家離村という形をとって流出したものがどうした方向をたどったかという，主として就

業の問題である。第2に、生活の拠点を移すのであるからそのための費用が必要である。挙家離村の場合には、その費用は個別に負担しなければならないので、それをどのようにして調達したのかという問題である。

第1の挙家離村農家構成員の就業を、離村直前、直後、現在と3段階に分けてみると、離村直前の就業状態は第1表にみたようにその多くが農業と出稼という形をとっていた。それが、離村後になるとかなりの変化がみられ各種形態での非農業就業が一般的になっている。そのなかでも、30年以降において日本経済がめざましい成長をとげ質的にも変化した結果、軽工業或は製造業従事者がかなり多いのが特徴的である（第2表参照）。このことは、とりもなおさずこうした業種の就業機会と場が多くなったことを反映したものである。ただ、挙家離村農家に与えられたこうした業種はともすれば景気の変動を直接うけるのと、そこで与えられる賃金そのものが必ずしも多くないので生活を安定させるために確実な所得をえる方策、例えば、出稼で酒造業に従事していた場合には、その際の技術をいかして年間雇用という条件を確立してから離村にふみきるとか、それとも家族全員が働くことによって一定所得をえる、いわゆる多就業形態或は家族労働力完全燃焼形態をとる。この多就業形態を30の事例でみる限り、1～2の例外はあるが、その家族構成は性別を別にすれば、いわゆる義務教育をすませたもの以上の年令層が中心になっている。ということは、挙家離村後の所得獲得のための就業を考えた場合、これにマイナスに作用するであろう義務教育をうけなければならない子供が家族のなかに多ければそれだけ挙家離村は容易に決行されないともいえよう。

このように、挙家離村によってその多くは転職しているので、離村後も農業をやっているのは30事例のなかで2事例にすぎない。この2事例は、何れも39年に限界的農業地帯でこれ以上農業生産を継続することができないとして離村したのであるが、こうした農業生産をやるためによりよい立地条件のところを求めて移動した事例はむしろめずらしい。従って、挙家離村農家の多くは、今まで自分が生活の糧としてきたし、それなりに技術もある農業からはなれて、家族員にとっては全く新しい環境のなかで就業をし生活をする道をえらんでいる。この点から、離村農家の家族員のなかで就業の場を新らしく見出すことが困難であり、また、全く新しい環境のなかで生活することに順応するのが容易でない老人の問題は、個別的には解決することが困難であるだけに社会政

第2表 離村農家の行先と就業形態

農家	離 村 直 後		現在の就業形態	備 考
	行 先	就 業 形 態		
1	京 都 市	学 生	不 明	
2	京 都 市	織物工	不 明	親戚の呼寄
3	神 戸 市	会社員（酒 造）	会社員（酒 造）	出稼先
4	京 都 市	会社員（酒 造）	会社員（酒 造）	妻病院の事務
5	尼 崎 市	工 員	工 員	出稼先
6	大 阪 市	不 明	不 明	「あとつぎ」の呼寄
7	神 戸 市	公務員	公務員	転 勤
8	大 阪 市	不 明	不 明	「あとつぎ」の呼寄
9	京 都 市	不 明	不 明	「あとつぎ」の呼寄
10	姫 路 市	工 員	工 員	出稼先
11	不 明	不 明	不 明	
12	西 宮 市	会社員（鉄工所）	会社員（鉄工所）	弟の呼寄
13	堺 市	食堂手伝	食堂手伝	父の呼寄
14	神 戸 市	自 営（風呂屋）	自 営（風呂屋）	兄の呼寄
15	姫 路 市	自動車運転手	自動車運転手	出稼先
16	大 阪 府	会社員（製 材）	会社員（製 材）	
17	門 真 市	ブリキ職	ブリキ職	親方の呼寄
18	西 宮 市	生協職員	生協職員	主人の呼寄
19	石川 小松市	農 業	農 業	
20	兵庫 養父郡	養 鶏	養 鶏	
21	茨 木 市	会社員（建 設）	会社員（建 設）	出稼先
22	兵庫 城崎郡	工 員（製造業）	自動車運転手	
23	奈 良 市	会社員（酒 造）	工 員	
24	神 戸 市	無 職	無 職	「あとつぎ」の呼寄
25	奈 良 市	会社員（酒 造）	会社員（酒 造）	出稼先
26	神 戸 市	不 明	不 明	姉の呼寄
27	福 井 市	土 工	会社員（製造業）	

28	尼崎市	工員	工員
29	西脇市	織物工	不明
30	京都市	自営（建設業）	自営（設建業）

注) 1. 農家番号は第1表と同じ配列にした。

2. 就業形態は世帯主のものである。

策の一環として考えなければならない点であろう。特に、挙家離村現象を日本経済のめざましい成長が基因となって、そこからの「ひずみ」或は矛盾が露呈したものであると考える限りこの問題を放置することはできないであろう。

就業と生活の場をかえた挙家離村農家が、今、どのような就業形態をとっているかをみると、離村後から職をかえたのは極めて少なく3事例にすぎない。従って、挙家離村で転職した多くの人々は、一度えた就業の場で経験や技術の修得をつみながら定着しているとみてもよい。ただ、現在の就業状態のみならず、離村直後の就業状態も、村落に残った人が知らない事例が幾分みられる。このように、村落に残った人々との連絡を全く断ってしまった事例は、いわゆる生活破滅型をとった農家に多くみられ、その農家が耕地所有面積の小さいこと、資産保有度の低いこと、それらを殆んどすべて処分して離村していること、分家であること等の共通した特徴点がみられる。

ところで、この挙家離村農家がどのような地域に移動したかをみると、やはり郡部よりも就業の機会と場により恵まれている都市部へその殆んどが移動している（第2表）。それを府県別でみると、兵庫が半数近くを占め、次いで大阪、京都となっている。従って、これら挙家離村農家はやはり京阪神という労働市場に吸引される形で流出したのであり、この現象は当然予想される結果でもある。ただ、この挙家離村農家の生活の拠点となる住居については明確にとらえることができなかったが、一般的には都市における住宅事情は決して恵まれたものでないから、これら農家の多くもその例外ではないであろう。従って、こうした農家の多くは限界的農業地帯から現象的には脱出したかもしれないが、その多くが都市の下層に位置づけられているであろうことは推測に難くないから、本質的には脱出しきれずに同じ容器のなかで新らたな矛盾を背おいつながら移動したにすぎないともいえるであろう。

第2の問題、つまり挙家離村にともなう費用調達の一環としての資産処分について検討しなければならない。特に、限界的農業地帯における挙家離村とい

第3表 農家の資産処分

農家	田			畑			桑園		
	売却	金額	放置	売却	金額	放置	売却	金額	放置
	a	万円	%	a	万円	%	a	万円	%
1	20	?	0	10	?	0			
2	19	20	0	—	—	100			
3	10	?	0	1	0.2	0			
4	—	—	100	20	?	0			
5	25	40	0	2	?	0			
6	70	210	0	20	30	0	—	—	
7	—	—							
8	—	—		25	?				
9	19	?	0	4	?	0			
10				—	—	100			
11	40	?	0	10	?	0			
12	55	145	0	20	30	0			
13	—	—		—	—				
14	59		0	19		0	10		0
15	—	—		—	—		—	—	
16	18	6	0	3	1	0			
17	—	—		—	—				
18				13	3.7	0			
19	25	90	0	15	?	0			
20	70	210	0	40	20	0			
21	—	—		11	?	0			
22	10	50	0						
23	—	—		6	?	0	4	?	0
24									
25	10	?	0	2	?	0			
26	24	?	0	6	?	0			
27	15	30		—	—				
28	43	?	0	15	?	0	5	?	0
29	30	45	0	—	—	100	—	—	100
30	—	—	100	—	—	100			

注) 1 農家番号は第1表と同じ配列にした。

2 放置割合は、各所有面積に対する放置された面積割合を示す。

山 林			家 屋	宅 地	備 考
売 却	金 額	放 置			
a	万円	%			
200	?	0	売 却	売 却	資産の売却額不明
20		0	売 却	売 却	山林, 家屋, 宅地 27万
			売 却	売 却	
			貸 付	貸 付	
			売 却	売 却	畑, 家屋, 宅地 40万
600	90	40	売 却	—	桑園, 宅地は本家管理
—	—	100			田は貸付
			親戚管理	親戚管理	田, 畑, 貸付 (1部)
10	?	0		売 却	資産売却額 20万
			放 置	放 置	
50	?	0	放 置	売 却	売却額不明
150	49	0	売 却	売 却	家屋, 宅地 30万
—	—	100	売 却	売 却	田, 畑貸付
650		0	売 却	売 却	資産売却額210万
			—	—	資産は義兄相続
			売 却	売 却	家屋, 宅地 15万
—			親戚管理	親戚管理	田, 畑, 山林貸付
			売 却	売 却	家屋, 宅地 5万
5	?	0	売 却	売 却	畑, 山林 59万
200	100	0	60万	50万	
—	—	100	貸 付	貸 付	田は杉植林
			13万	(借地)	
			売 却	売 却	田は本家管理
			(返却)	(返却)	所有地なし
—	—	100	放 置	28万	田, 畑 40万
			売 却	売 却	田, 畑 20万
—	—		焼 失	放 置	田 ^{39 a} 貸
			売 却	売 却	畑, 山林親戚管理
—	—	100	売 却	売 却	資産売却額不明
—	—	100	放 置	放 置	

う形での農家戸数の減少は、1つには、それが過度にすすむと集落の崩壊につながるのと、今1つは、離村をきっかけにして残存した農家が従来の狭い耕地に依存している状態から脱して経営そのものを拡大させる方向に進みえるのかどうかにある。ここで後者についてみると、まず、挙家離村した農家が所有していた田、畑等の耕地は放置されることが極めて少なくその殆んどが処分されている（第3表）。その価格は、処分された年或は地形条件によって差があるが、処分された絶対面積が少ないこともあって価格そのものを左右したのは地形条件であった。田については、10アール当り50万円から3万円まで大きな巾がみられるが、一番多いのは30万円前後である。また、畑についても、10アール当り20万円から3万円と田ほどではないにしても差がみられるが、10万円というのが支配的な価格である。このように、耕地の絶対的少なさを反映して土地の売買価格は予想したより高い価格で取引されている。ただ、階層的には零細層が生活破滅という形で離村したのが多いので、そうした農家はその資産を現金化するのに相対的には不利な立場におかれ、例えば、「負債の担保として資産がとられておりその処分も自分の自由にはできない」といったこともあって、いきおい資金の調達も容易でなかった事例がみられた。

このようにして、耕地の多くは残存農家の手にわたったのであるが、その取引価格が限界的農業地帯としてはかなり高いこと及び処分された絶対面積が少ないこともあって、結果的には挙家離村がこうした地帯における零細性を打破して経営を拡大させる方向に移行する端緒にはならなかったといえてよい。つまり、処分の対象となった田畑は、その多くが同じ村落の農家が購入したものの、その多くは20～30アール所有の零細農家が購入して平均的な経営規模に近付けたのが実状であって、平均的経営規模の農家が購入してその規模を拡大した事例は極めて少ないからである。例えば、平均的経営規模をこえていたNo. 6農家は、離村に際して70アールの土地を処分しているが、それを10～20アール経営の残存農家が3戸で分割して購入する形をとっており、これでは零細性の克服にはほど遠い状態であるといえよう。

山林は、それを所有する農家、特に1ha以上の面積を所有する離村農家は少ない。ただ、処分された価格は利用の点で位置的に遠いこと、雑木林が主であったこともあって10アール当り5万円から1.5万円、多くは3万円前後で処分されている。このように、取引価格が安いこと、新らたに植林したところでな

い限り手入をする必要がないこと、その上に土地生産力に依存して林産物を生産することも少ないので放置されている場合がかなりある。

家屋、宅地についてはこれを売却したのが15事例と一番多く、次いで、放置5事例、貸付或は本家、親戚等による管理という順になっている。従って、挙家離農家の資産処分状態を全体的にみれば、その所有資産の過半を処分することによって資金を調達して離村したのが一番多く、これに次いで、処分の意志はあるものの、それに対する買手がみつからないままに放置状態にあるのが多い。こうした農家が帰るべき故郷をもたないのに対して、所有資産を貸付けたリ或は親戚で管理してもらったりして何らかの形で帰るべき場を確保して離村したのは以外に少ない。このことは、挙家離村が一定の計画のもとに実施された結果として当然のことともいえようが、裏返せば数100年来の住みなれた場と職業を放きするのであるから、こうした農家がこの地帯で社会・経済的活動をする上で相対的には不利な条件のもとにあったことを反映したものであるといえよう。この点と関連して見落してはならないのは、挙家離村農家の資産のうち処分或は管理の対象となった田畑等の殆んどが同じ村落の親戚等に求められていることである。これは一つの見方をすれば、同じ村落のなかの血縁紐帯に支えられた集合体（集団）に田畑がそれら一族の共同所有に由来するという意識があって、離村していく家の田畑の処分権までは規制しえないまでも、同じ村落のなかの他の血縁集団には出たくないという意味が含まれていると考えられる。ここにいわゆる「部落否定による農村近代化論」に対立する現象をみることができる。

ところで、保有資産の過半を処分して離村した15事例からそれによってどの程度の資金が調達されたかそみると、50万円未満が7事例、50万円～100万円が3事例、100万円以上が5事例、平均で125万円である。そのなかで、例えば39年に離村した農家は、110アールの耕地、2haの山林それに家屋、宅地等資産の全部を440万円で処分して離村している。これが、30事例のなかで最高の資金調達額である。これに対して、同じく39年に離村した農家でも、13アールの畑しか所有せず日雇と仕送りで生計を立てていた農家のように、家屋、宅地と13アールの畑等資産の全部を処分して8.7万円を手にして故郷をあとにした例もある。

このように、挙家離村が発生する地帯は一般的には農業生産或は社会生活の

上で限界的性質をもつところであるだけに、こうした地帯の農家の資産価値は決して高いものではない。ただ、そのなかで資産の多い農家がそれを処分した場合は、その調達額が多額になるのは当然であるとしても、特に、個々の農家の資産価値に離村時期或は階層性（上層がよりよい条件のつきよい資産を保有していたことを別にすれば）がそれ程強く関与してはいなかった。むしろ、里に近いとか、町の中心部に近いとかいった位置的要素が資産価値実現の高低に作用する点の大きかったことを認めなければならない。この位置的要素が離村農家の資産価値実現の高低に作用するのも村落がそれなりに機能している段階までであって、限界的農業地帯における村落のもっていた生産活動或は社会生活活動機能が低下してくると（その一因に人口の量的・質的流出がある）、離村農家の保有していた資産に対する需要は急激に低下して資産放置がより多く現実化すると考えてよいであろう。

5. 挙家離村と村落社会——むすびにかえて——

最後に限界的農業地帯における挙家離村という現象が、そこに残存した農家に農業生産或は社会生活の面でどのように作用したのかという問題と、そうした現象を村落の人々はどう意識したのかという問題を検討しよう。

農業生産との関連で考えれば、狭くて立地条件の悪い耕地を対象にして多くの農家が零細な経営（平均50アール）をおこなっている地帯で、人口の減少と農家戸数そのものの減少を内容とする挙家離村が、残存農家の規模拡大に結びついたのかという問題になろうが、これについては前項でみたようにごく例外的でしかなかった。つまり、処分の対象となった土地の大部分はその面積が少なかったこと、その上に分散していたこともあって、多くは零細規模残留農家層が購入した。零細層に集中した1つの理由は、この地域のように棚田で一筆の土地面積も極めて小さいところでは、一労働力単位が耕作できる範囲がいまの農業技術を前提にする限り30アールといわれているので、1農家平均50アールという面積も家族労働力を前提にする限り適正な面積でさえある。従って、村落には土地所有を基準にした一定の生活可能な規模があり、残留零細農家はこの平均規模に近づくべく離村農家の土地を購入したとも考えられ、この限りにおいて挙家離村が、いわゆる経営規模の拡大には直結しなかったが、残留農家の経営規模平均化に作用したことは否定しえない。

もともと、この地域における農業生産そのものは三方を山に囲まれるという条件のなかで、この地域に直接仕事をもってやってくる特定の人（公務員、商人等）を通じて外部と接触するという閉鎖状態が数100年来変わることなく続いてきた。また、冬季の労働が1頭の但馬牛を飼育するか或は山林労働でその労働力を燃焼する以外にこの地域内での所得獲得機会がなかったのも、冬季に働けるものは出稼という形で外部に出る習慣ができていた。この出稼は、この地域においては所得獲得という側面と外部社会との接触という側面をもっており、そこから村落に残って農業をやるという考え方は生れにくかったし、残された妻子は不安ではあるがこれを習慣として受け入れてきたといえる。挙家離村現象が外部的刺激によって誘発されたとはいえ、この地域におけるこうした慣習化した農業生産或はその考え方に対して離村現象が内部からショックを与えるのに作用した側面のあることは否定できない。

ところで、この地域では農業生産に直接関係する農道及び水路の新設・改修等は、村落に住む人々の賛同と協力（費用、労力）でもっておこなわれてきた。それは、農道が村落民の生産及び生活をしていく上で不可欠のものであると意識され、また、水路も灌漑はもとより防火、洗濯、風呂水等家庭生活と密接に結びついていたのである。また、これらの新設・改修という諸事業が部落有林という部落共有財産を財源として実施された場合も多く、その際には財源を確保するためにこの林野を管理する必要があった（離村した場合には、管理の義務と共有財産保有・利用の権利を放棄しなければならない）。それが、人口の流出、挙家離村へと結びつくことによって村落を構成する農家戸数の少ないところでは、こうした施設、事業、組織等が従来のように維持しえなくなった。例えば、K部落では43年までは15戸の農家で構成されていたが、そのなかで最上層の農家が「足もとの明るいうちに」と離村を決意したので、従来から村落としてのまとまりを欠いていたところであって¹³⁾みれば、この最上層の離村が村落そのものを動揺させ、その崩壊、いわゆる過疎化段階へと進行させつつある。つまり、村落の構成戸数が15戸以下であって、そのなかの最上層の1～2戸が離村を計画し実施すれば、その村落は機能を停止ないしは縮小して分解過程をたどる傾向をもつといえる。

次に、挙家離村と残留農家の社会生活との関連をみれば、村落を構成する人口、戸数の減少は従来の人的結合関係を弱める要因として作用するし、また、

村落における諸行事の実施を困難にさせたり，村落を構成する戸数の少ないところでの挙家離村はそれらを不可能にさせる。例えば，この地域には住居を新築する際に積雪に耐えるように大きな材木が使用され，この材木の搬出に村落民が相互扶助の形で参加するのが不文律であった。また，出稼地域の特徴として冬季の消防活動が停止しないように婦人消防団が組織され，男子に代って冬季の消防活動に従事してきた。その他，葬儀，急病人等村落民の不幸をお互に援助しあおうという一種の共済機能が村落或はそのなかの組を単位としてなされてきた。こうした諸々の社会生活をしていく上での人間関係は，特に限界的農業地帯に住む住民の「生活の知恵」であった。それが，村落における人口と戸数が減少して村落を存立させる許容度（戸数にして10～15戸）をこえると，残留農家が村落そのものを維持していく物質的・精神的負担は急速に増加する。特に，社会生活に関係する費用は本来社会的費用として自治体が負担すべき性質のものであるが，それがこうした限界的地帯においては非効率という視点で別の方法がとられることが多かった。例えば，A部落は地域の中心部から10km はなれた冬季3mをこえる積雪をみるところであるが，その村落を構成する戸数が9戸であるところから，1～2戸でも離村農家ができれば村落はその機能を停止して崩壊するのは明らかであった。従って，お互が血縁的つながりを基礎にして助けあい或は離村することをけん制しあいながら，米，牛，出稼の形をとって生活してきた。それが42年の豪雪で，町に買物に出ていた主婦5人が帰途で雪崩にあい1人が死亡するという事故がきっかけとなって，44年末生活の拠点を地域の中心部近くに移すこととなり村落そのものが移転する形をとった。この際，行政は「集落の再編成」という形でこのA部落の問題に対処した。

ところで，このK・A両部落の事例を挙家離村との関連でみると，村落を構成する戸数が30～40戸と多い場合には，挙家離村が最上層から発生したにしても村落の機能が停滞することはあっても崩壊という過程はたどらない。例えば，調査を通じて「生活のために職をみつけて出ていくのだから，うらやましい気もするしムラがさびしくなるので悲しいが仕方がない。」，「ムラでは優秀な農家であったし，ムラの役員までした人であった。それだけに皆なに惜しまれて出たが，ひきとめることもできず仕方がなかった。」，「近所で出ていく家があるとあせりを感じる。田の5～6反もあれば別だが，それもないとな

ると若い人が出ていくのは無理もないと思う。私らは、貧しくても土地にしがみついて農業をやっていくしかない。」といった残留農家の声にみられるように、そこには挙家離村を目前にみて悲しみとあきらめとが混在しているものの、それが直接残留農家の生産、生活活動に影響することは少ないし、ましてやこれが村落そのものを崩壊に導びくことは希でしかない。しかし、10～15戸という少ない戸数で構成されている村落の場合には、たとえどのような階層が離村しても残留農家に影響を及ぼすが、もし上層からの離村が現実化した場合には村落民の生活・生産活動の上に大きく影響して、村落そのものも崩壊の過程をたどりよい。例えば、「まさかと思っていた家がみんなと相談しないままに出ていったので、それからは誰も自分勝手にやるので何んとも手のうちようもない」という残留農家の声は、あきらめと共に村落そのものの崩壊を暗示しているようでもある。一方、村落を構成する戸数が10戸以下の場合での挙家離村は、構成農家相互間で内部けん制機能が働くことによって発生はむしろ少なく、むしろ村落そのものが他に移動するという形をとりよい。この際、全く新しい土地で従来みられてきたような村落機能の再現は不可能であるから、残された土地或は山林の管理を中心とした村落機能の一部がみられるようである。

挙家離村現象は、このように村落社会をめぐって新らたな問題を惹起させるが、限界的農業地帯にみられる離村そのものは、日本経済の不均等成長にともなう産業間所得格差の拡大と生活・文化的欲求格差の縮少という相反する現実の一解決策としてとらえることができる。しかし、この現象そのものは限界的農業地帯にみられる先駆的なものであって、それを誘発した基本的要因そのものはこうした地帯にのみあてはまるのではなくして、当然すべての地域の農業、農村、農民を包摂するものと理解しておくべきであろう。

あ と が き

本稿は、「地域農業および農村の開発計画に関する研究」という研究課題のもとに本学の山本修教授を研究代表者として、昭和44・45年の両年度にわたって文部省科学試験研究費によって実施された共同研究のうち、筆者が分担したものの1部である。なお、調査に際しては、研究代表者である山本教授をはじめ、高山敏弘、保田茂、周傳照男氏等共同研究メンバーの方々、兵庫県農業改

良普及員井口利次氏及び美方町役場産業土木課の方々にお世話になった。

なお、共同生活圈域（地域）としての村落の問題は稿を改めて論じたい。

- 1) 筆者が素材をえた地域に隣接した山村に素材を求めて、山村の変貌を交通条件の変化との関連において考察しているのに、戎野真夫「交通条件の変化と山村の変貌」『農業経済研究』第43巻第1号，17～24頁，1971がある。
- 2) 資本主義のもとで、農業が資本主義的経営に移行しえないで小農民の形でなぜ残存するのかについては、大内力編著『農業経済論』，27～8頁，1967参照。
- 3) 43年における全国水稻10アール当り平均収穫量は、『作物統計』によると 413kgであるから、この 1,200kgという数字は30アール分にすぎない。ここに、零細性と自給性の強さの一端をみることができよう。
- 4) 美方町産業土木課資料による。
- 5) この点については、いわゆる過疎問題として、たとえば、結城清吾他「過疎」『ジュリスト』No. 455，21～50頁，1970。安達生恒「過疎とは何か——その概念，問題構造，農業変化について——」『農村開発』第1号，1968。今井幸彦『日本の過疎地帯』1968。渡辺兵力「地域人口の動態」『農業総合研究』第22巻第2号，1968等多くをあげることができる。その中で、例えば、渡辺兵力氏は、村落の移転機構を類型化するなかで「農山村地域から人口・労力が持続的に流出していく個々の理由はともかくとして、流出の主役は男女の別なくまず若い年令層からはじまる。その結果、村落に残っている常住人口の年令構成は老令化していく。若い層の域外流出が村落の『家』のすべてにおよぶ場合と特定の条件の『家』に片寄る場合とがあって、その影響はややちがうが、いずれにせよ村落居住の世帯は小家族化していく。そして、個々の世帯の村落での所得形成力および『生活』力は低下する。このように村落居住各世帯の世帯員の単独的流出が原因となって残存世帯の所得形成力や『生活』力の停滞ないし低下してきた世帯のことを『過疎化家族』と呼んでよかろう。この世帯の過疎化が限度を越えてすすむといわゆる挙家離村が発生する」と指摘している。「村落の移動」『農業総合研究』第25巻 第2号，178頁，1971。

また、安達生恒教授は、過疎問題を村落社会構造の統一体の解体という視点でとらえ「農家人口と農家戸数を『中身』と考え、農業生産・生活環境を『いれもの』になぞらえる。…『中身』が『いれもの』に対して疎に過ぎるという状態がおこると事態は」次のような段階をふんで進行するという。それは「(1)まず中身が急に減る結果として、(2)いれものの維持が困難になる。(3)そこでいれもの自体の大きさが縮小する。(4)いれものの大きさが縮まったため、減った中身でも入りきれなくなる。(5)そこで中身がさらに減らざるをえない。(6)そういう悪循環をくり返されると結局、いれもの自体がすっかり壊れて、なくなってしまう。」このような「悪循環をくり返す」ことによって統一体としての村落は「消滅」，「廃村」化していくと指摘する。前掲『ジュリスト』23頁参照。

- 6) 早期栽培品種の育成——水利施設の完備——耕うん機の導入——化学肥料・農薬の投入——自動脱穀機・乾燥機の導入といった形での多額の農業固定資本投資をともなった個別経営段階での技術体系化をいう。これの一般化が、農家労働力をして確実な所得獲得機会を求めて移動させた一因でもある。
- 7) 一般的に限界的農業地帯においては、農業生産条件の劣悪性が農業そのものの生産力を低位の段階におし止めてきたし、そのことが低収益性、低蓄積性の要因ともなっているといえよう。
- 8) 例えば、中安定子氏は石川県における山間部の挙家離村実例から、「零細分散した僅かの水田農業でより一層の生産性を高めうる見通しも現在の技術条件では困難であり、植林にする林業経営の見通しも、主としてそれによって生活を立てるものとしては考えられず、製炭のかっての有利性が失われ、また林業賃労働の機会もそれ程多くないという状況の下で、早期に山村の将来性に見切りをつけて、挙家離村したのは、幾分でも売るべき立木があり、製炭業によって蓄積を残しえた層の農家の人々であった。」と指摘して、当時では村落のなかでもむしろ中上層が挙家離村の主流であったことを示唆している。「挙家離村」『日本農業年報』No. 14, 91頁, 1965。
- 9) 福武直『日本農村の社会問題』97頁, 1967。
- 10) 福武, 前掲書, 103～4頁。
- 11) この点に関して、例えば渡辺兵力氏は「世帯員の単独離村が先行して過疎家族化し、遂に村落で『生活』できなくなってムラを去る場合……。その二は単独離村を経ずに村落での低い所得・生活状況に見切りをつけて計画的に一気に家族全員がムラを去る場合である」と挙家離村のパターンについて指摘している。前掲「村落の移転」, 180頁。
- 12) 当該地域の農業生産状況および出稼については、美方町役場での聞き取りによる。
- 13) この部落は、冬季には2 m以上の積雪をみるところで、小・中学生のある農家は学校の近くに冬季用の家を建てて生活し、夏季には村落に帰るという生活を強いられてきたので村落民相互のまとまりはあまりよくなかったという。